

令和 6 年度 第10回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和 7 年1月10日 午後 1 時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第31号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第32号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎	3 番 清住 昇	4 番 松本 茂
5 番 伊豆野 誠	6 番 五嶋 靖	7 番 岡本 篤幸
8 番 平井 豪	9 番 草場 竜一郎	10 番 本田 廣正
11 番 中村 幸信	12 番 河嶋 隆雄	13 番 緒方 寛二
14 番 中村 節美		

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	外村 和彦	松永 博文
井芹 康雄	坂本 導成	松野 文男	上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

2 番 長野 和代

農地利用最適化推進委員

西村 盛一 伊佐 浩二

8. 議事録署名人

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑 一徳

事務局職員 美濃田 知也、小山 美伸、川端 勵志

会 議

1. 開 会

事務局長 皆様あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

それでは定刻になりましたので総会を始めたいと思います。まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和6年度第10回、定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、岡本会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、あけましておめでとうございます。今年のお正月は三が日で非常に天気も良くて皆様方もそれぞれのご家庭で新年を迎えられたことだと思います。今年は皆さんご存知のように巳年ということで巳年は蛇なんです、蛇は古来から田の守り神ということで言われておりまして、巳が果実の実、稲穂の実という風に国会では今年はそのような意味では実が収穫が多くなるような年じゃなかろうかと私は期待しておりますが、先程田の守り神と言いましたけど、それも私の実家らへんですが私の田に毎年必ず同じ蛇を見るんですよ。ですから、まんざら嘘じゃないなというように思っているんですが、毎年同じ種類の蛇を見ます。だからそういう意味でもそういういわれがあるのかなと自分なりには感じているところです。今年は先程も申し上げておりますが、食糧農業の基本計画が改正をされます。従って今年に入りましてからいよいよ肉付けがなされていきます。農地法関係もかなり修正があると思います。お互いが農業に携わるものとしてそこら付近も注視をしながらお互い後3か月ではありますが、一緒に頑張っていきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いしながら、ご挨拶とさせていただきます。本日は議題は3条案件と基盤強化関係だけの、2案件となりますので、時間はそうかからないと思いますが、よろしくお願いいたします。冒頭のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、3番委員の清住昇委員と4番委員の松本茂委員をお願いをいたします。

4. 議 事

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき、会長にお願いします。

- 会 長 それでは早速議案審議に入りたいと思います。
議案第31号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。
それでは、事務局長から説明をお願いします。
- 事務局長 それでは1ページをお願いいたします。
議案第31号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものでございます。
令和7年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上です。
- 会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。
2ページをお願いします。
番号1番について審議したいと思います。
13番委員の緒方委員から説明をお願いします。
- 13 番 13番委員の緒方です。では、説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 それでは説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。
申請地は赤色の部分ですこちらに県道宇土甲佐線が走っておりまして、こちらが糸田堰です。今回の申請土地は、こちら糸田堰から北へ310メートルのところに1筆ございます。場所の説明は以上です。
- 会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 13 番 13番委員の緒方です。今回の申請は、申請人が姉にあたる相手方に農地の管理について相談され、了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は 非農家の方になります。
①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。
②については、該当しません。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村委員から説明をお願いします。

14 番 14番委員の中村です。

先月の12月24日に会長、緒方委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字糸田にある農地1筆です。

申請地には、からいもの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、14番委員の中村委員から現地調査の報告。また、13番委員の緒方委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 譲渡人の方が3町8反ぐらいで譲受人が1反ぐらいでこの譲渡人の方がもうその管理ができないということでお姉さんにあたる方に譲渡すということですか。それと家の近くかなんかでここになんかをうえたいという。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局から回答します。今境委員からご質問があったけんにつきまして回答いたします。譲渡人と譲受人さんはご兄弟で元々この農地は弟さん、譲渡人の方が相続で引き継いでおられました。今回弟さんも農業をされていらっしゃるんですけども、お姉さんも本格的に農業をやっていききたいということで譲っていただくということになったそうです。譲受人さんは近くにお住まいでいらっしゃるって、譲受人さんの方がどちらかという息子さんも近くに住んでいらっしゃるって、ゆくゆくは息子さんにも引き継いでいききたいということでお姉さまの方で譲受をされるということになったそうです。以上です。

会 長 境委員よろしいですかね。

その他にご意見ありませんか。

他にはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号2番について、審議したいと思います。

それでは1番委員の境委員から説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーン
でご説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐小学校、こちらに国道443号線が走っており
まして、こちらに日和瀬橋がございます。今回の申請地は日和瀬橋から北東へ約395メ
ートルの豊内字中園に1筆、日和瀬橋から北西へ約145メートルの豊内字五反田に1筆
ございます。場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、1番委員の境委員から農地の耕作賃借権設定(3年)について、農地法
上問題がないか説明をお願いします。

1 番 1番委員の境です。今回の申請は、申請人が相手方に農地の管理について相談され、
了承を得られたので申請となりました。それでは、申請された内容を農地法に照らし、
問題ないか説明いたします。

お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」ですが、今回は 非農家の方
になります。

①については、取得後において、全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理する
ことに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

13 番 13番委員の緒方です。

先月の12月24日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字豊内にある農地2筆です。

申請地には、花の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れのないこ
とを報告いたします。

会 長 ただいま、13番委員の緒方委員から現地調査の報告。また、1番委員の境委員から、
農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員。

12 番 ちょっとお尋ねです。●●さん、これは男性ですか女性ですか。

1 番 男性です。

12 番 男性ですね、どっちかなと思って。

会 長 その他にご意見ありませんか。境委員どうぞ。

1 番 親子でされていて、耕作面積ですね。親御さんの方も別にあるということですか。そこまでは調べていない。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 事務局から回答します。今回この耕作面積は。

事務局 調べますので少々お待ちください。

会 長 後で回答してもらいます。

その他にご意見ございませんか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 4 時18分

再開 午後 4 時20分

会 長 再開をいたします。事務局から回答をお願いします。

事務局 大変お待たせいたしました。申し訳ございません。世帯全員で9,234平米となります。

1 番 譲受人の方に移譲しているということですか。

事務局 移譲ではなく世帯で届けを出してある。

1 番 誰があれというのではなく。

事務局 ではなくお父さんの分も入っております。

会 長 境委員よろしいですか。

事務局 それと農業日数の件で訂正がございます。大変申し訳ございません。先程150日ということで境委員の方から説明していただいたんですけれども、正しくは300日でした。大変申し訳ございません。

会 長 従事日数を300の方に訂正をお願いします。

そのほかに何かございませんか。どうぞ。

12 番 A地点からB地点まで何百何十何メートルで出してあったけんが、どういった方法でこの距離を出してあるんだろうかと思ってですね。日和瀬橋から395メートルとかですね。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 地図システムで計測をするパソコン上で計測ができるんですよね。それで出しております。

12 番 パソコン上ですね。細かく書いてあるけんですね。

会 長 ほかになければ採決をしたいと思いますが、それでは採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号 2 番については、原案どおり許可することに決定いたします。

それでは、議案第32号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について」を議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、5 ページをお願いいたします。

議案第32号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について」別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものでございます。

令和 7 年1月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

6 ページをお願いいたします。

甲農第1527号、令和 6 年12月23日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第 3 条に基づく農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第 5 条第 1 項の規定により諮問します。

次の 7 ページをお願いいたします。農用地利用集積計画総括表、令和 6 年度第10回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で説明いたします。

賃借権の再設定については、今回はございません。

賃借権の新規については、10年の田が 3 筆の4,146㎡となります。

使用貸借権の再設定については、ございません。

使用貸借権の新規については、10年の畑が 1 筆の267㎡となります。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が 3 筆の4,146㎡、畑が 1 筆の267㎡となります。

その他、所有権移転については、ございません。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細は、事務局から説明いたします。

会 長

それでは、8 ページをお願いします。

議案第32号、農業経営基盤強化促進法の規程による農地利用集積計画について審議します。

番号 1 番について審議したいと思います。

事務局

それでは、事務局から説明をお願いします。

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらが国道443号線、甲佐町から御船町方面に進みますと、右手側に九州ネットワークケーブル株式会社さん、ヤマキフーズ熊本工場さんがございます。今回の申請地は、こちら九州ネットワークケーブルさんから北へ約110メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号1番の相手方は、認定農業者で、主に米・野菜の作付けをされています。今回の申請地には栗の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると考えられます。以上です。

会 長

ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ご意見ございませんか。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号1番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2番及び3番について審議したいと思いますが、この案件の相手方(譲受人)は、番号2番は5番委員の伊豆野委員の親族、番号3番は相手方が伊豆野委員本人です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、2番及び3番の審議が終わるまで退席をお願いします。

(伊豆野委員、退席)

それでは、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。申請地は赤色の部分です。

こちらに甲佐小学校がございまして、国道443号線が走っております。こちらに日和瀬橋がございます。今回の申請地は、甲佐小学校から東へ約100メートルのところに2筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号2番の相手方は、認定農業者で、

主に米・麦・大豆・野菜の作付けをされています。今回の申請地には、米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。河嶋委員どうぞ。

12 番 譲受人の年齢と貸付期間を合計すると結構な年になりますけれども、大丈夫でしょうか。

会 長 事務局回答をお願いします。

事務局 回答いたします。相手方の方ですね。3番の相手方のお父様でいらっしゃるゆくゆくはもう息子さんの方に引き継ぎをされていくという風に伺っております。今回なぜ別で申請になったかといいますと、申請人の方が猟友会に入っておりまして、その猟友会の研修の際にたまたまこの相手方の方とお会いされて、直接貸し借りの話をされたということで、息子さんの方には話がなかったという、申請された時点ではお話がなかったということで、お父様のお名前で借りられたということになっております。以上です。

会 長 河嶋委員よろしいですね。

12 番 もう1個いいですか。どこの地区も一緒だろうと思いますけれども、用水の区役とかそういった時に人間が少しずつ減っていきよるような感じがするとですけれども、だけんその地区ではどういった対応策を取られているのかなと思って、減っていくばかりだから。集約するし人間自体が減るもんだけんが。区役がスムーズに執り行われるとよかですけどね。

1 番 農家だけの区役という意味。

12 番 地区でどういった取り組み方をしているか分からんけんね。排水の区役とか。

1 番 うちが区民全体に声掛けはしている。

12 番 地区によってやり方が違うけんが。

会 長 大体は今境委員が言われたように区で全体でしますから。出席する人はくる、欠席する人は欠席するで、何といたしますか、決めてる所もあるだろうし、色々方法はあろうかと思いますが。

3 番 うちの場合は多面的機能で全部やって地区外の方から以前はもらっていましたが、今はもらっていません。後は反当割で。

12 番 結構多いけんですね。

会 長 河嶋委員、そんなところでよろしいですかね。どうぞ。

1 番 この前も話が出たといいますけれども、今回で12町くらいになるわけなんですけれども、将来的には経営体系とか労働力とかそういう話は何か聞かれていますか。

事務局 番号3番の時にご説明しようかなと思っていたんですけれども、前回の定例会でも

お話ししたようにもう12町を超えると雇用の方を考えているということで、現時点で12町を超えるので人を探されているということでした。お一人常用雇用で月大体25万とか30万くらいで保険も含めた形で雇用を考えているということで、具体的にも話を進めているようでした。

1 番 足らん分はパートとかシルバーとか使ってすると。
事務局 とりあえず当面は1人雇用で考えているということで伺っています。
会 長 よろしいですか。
その他になにかご意見ございませんか。
他にはないようでございます。それでは採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号2番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。P11ページに地図の添付をしておりますが、前のスクリーンでご説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐小学校がございまして、こちらに国道443号線が通っております。今回の申請地は、甲佐小学校から東へ約290メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。番号3番の相手方は、認定新規就農者で、主に米・麦・大豆・野菜の作付けをされています。今回の申請地にも、米の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。境委員どうぞ。

1 番 対価についてちょっとお聞きしたいんですけども、今上の場合、2番の場合は物納で60キロ、下の場合は現金で1万円ということで、米の値段が異常に今あがっているということで、この辺について事務局、農業公社とか対価についてのお話は聞いておられますか。特に何もないですか。

事務局 事務局からお答えします。特に公社の方から対価についてのお話等は聞いておりません。お互いの話で相互の意向で決められますので、その点でお互いが納得されての申請の金額になっております。

会 長 そのほかに何かございませんか。

推進委員　　今までは話が出とらんばってん、今度来年度からは話が出てくるとじゃなかですか。そぎゃん話も。米の値段が全然違うじゃなかですか。去年と今年、去年というか今年の秋の収穫の米の値段が全然違うじゃなかですか。だけん今からそぎゃん話が出てくるとじゃなかですか。今年度の。

会　　長　　今中間管理機構と契約しておりますね、あれが来年の7月頃切れるんですが、だからその時にまた新たに契約していきますので、賃借権なんかもですね。だからそこら付近で、それは各法人によって違いますので、契約する時ので、今でも例えば1万2千円のところもあるし、1万円のところもあるから、そこら付近はある程度お話しはあるかと思います。それは各契約する時に法人と当事者間で決めていきたいかと思うので、そういうことでいこうとは思っていますので、参考にはしたいと思っていますので。

推進委員　　わかりました。すみません。

会　　長　　そのほかに何かございませんか。

1　　番　　農業委員がそういう貸し借りの現場におった場合は、今までの通常の形でよかわけですね。大体もう1俵とか、1万から1万5千とかそういう形で。

会　　長　　そうですね。その分は関係ないからですね。ただ値段の問題だからですね。

1　　番　　相場的にはそんなもんだらうという形で話していくと。

推進委員　　もう1点よかですか。農協は今年は1万8千というちか、後から2万2千円にあげたじゃないですか。JAが。あぎゃんことはすつといかんど。最初から2万2千円というなら話は分かるばってんが、1万8千で誰も出すもんがおらんもんだけん、なら2万2千円にしますて。そぎゃんこというたっちゃ、酷かもん農協は。去年いくら儲けとったとつかというお話だもん。そぎゃんいうこつはいらん話ですが、時間があつたけん。

会　　長　　後でまたですね。この件については関係なかですけん。

ほかにご意見ないですかね。ほかにはないようですので、それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手の確認)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

それでは本日予定をいたしておりました議案は全て終了いたしましたので、事務局の方へバトンタッチいたします。

事務局長　　これを持ちまして第10回定例農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

3 番

4 番